

障 第 289 号
令和元年5月30日

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様

※松江市、大田市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、海士町内のみで
障害福祉サービス事業所等を運営している法人を除く

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

要配慮者利用施設（障害者支援施設等）における避難確保計画の作成及び避難
訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査について（依頼）

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省及び国土交通省から依頼がありました。
ついては、下記の事業所等を運営する法人におかれましては、「II 要配慮者利用施設
（障害者支援施設等）における非常災害対策計画の作成等の状況調査」について、下記により
回答願います。

なお、調査票は下記3に記載の県ホームページからダウンロードしてください。

記

1 調査対象施設

- ①障害者支援施設 ②療養介護事業所 ③生活介護事業所 ④短期入所事業所
- ⑤自立訓練事業所 ⑥就労移行支援事業所 ⑦就労継続支援事業所
- ⑧共同生活援助事業所 ⑨福祉型障害児入所施設 ⑩医療型障害児入所施設
- ⑪児童発達支援センター ⑫児童発達支援事業所 ⑬医療型児童発達支援事業所
- ⑭放課後等デイサービス事業所

2 調査項目、回答方法及び期限

- (1) 調査項目 調査票の問9～51 ※2019年3月31日時点の状況
- (2) 回答方法 調査票の問9～51を入力の上、下記担当あてメールにより提出
- (3) 回答期限 6月14日(金) 厳守

3 その他

- ・調査票の問1～3は当課にて、問4～8は各市町村担当課にてあらかじめ記入済みですので、修正しないでください。
- ・記1の①～⑭のうち複数の施設等を運営している場合は、それぞれで回答が必要ですのでご注意ください。
- ・調査票は市町村ごとに分かれていますので、貴法人が運営する各事業所等所在地の市町村の調査票をダウンロードしてください。なお、大田市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町及び海士町分は市町村役場経由で既に報告を受けておりますので、回答不要です。
- ・調査実施方法の詳細については、別添写しの記3及び「調査スキーム」を参照してください。
- ・調査票及び関係資料等の掲載場所（県ホームページ）は以下のとおりです。
トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け > 要配慮者利用施設における非常災害対策計画の作成等の状況調査について
【URL】
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/saigaitaisaku_survey.html

【担当】

島根県健康福祉部障がい福祉課

自立支援給付グループ 倉橋

TEL: 0852-22-5239 FAX: 0852-22-6687

E-mail: kurahashi-mai@pref.shimane.lg.jp